5　締約国は、この協定の効果的な実施を促進するため、関係国、国際連合食糧農業機関等と協力し、及び情報の交換を行う。（第六条関係）

6　締約国は、船舶が入港を要請することができる港を指定し、及び公表する。（第七条関係）

7　締約国は、船舶の入港を許可する前に、入港を希望する船舶に対し、最低限度の基準として附属書Ａに規定する情報の提供を要求する。（第八条関係）

8　締約国は、入港を希望する船舶がＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことの十分な証拠を有する場合（特に、当該船舶がＩＵＵ船舶の一覧表に含まれている場合）には、当該船舶の入港を拒否する。（第九条関係）

9　この協定のいかなる規定も、船舶が不可抗力又は遭難を理由として国際法に従って入港することに影響を及ぼすものではないこと等について定める。（第一〇条関係）

10　締約国は、入港した船舶がＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと信ずるに足りる合理的な根拠がある場合には、魚類の陸揚げ、燃料補給等のために当該船舶が港を使用することを拒否する。（第一一条関係）

11　締約国は、この協定の目的を達成する上で十分な検査水準に達するために必要とされる数の船舶を検査する。締約国は、検査する船舶を決定するに当たり、ＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことがあると疑うに足りる明白な根拠がある船舶等を優先する。（第一二条関係）

12　締約国は、検査の後に、船舶がＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと信ずるに足りる明白な根拠がある場合には、魚類の陸揚げ、燃料補給等のために当該船舶が港を使用することを拒否すること等を行う。（第一八条関係）

13　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、この協定に従って実施される検査において寄港国と協力することを要求すること、当該船舶がＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことの十分な証拠がある場合には、自国の法令に従って遅滞なく取締りを行うこと等を定める。（第二〇条関係）

14　締約国は、この協定に合致する寄港国の措置を実施することに関し、開発途上にある締約国の特別な要請を十分に認識すること等について定める。（第二一条関係）

法　律

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年五月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十六号

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律

（地方公共団体情報システム機構法の一部改正）

第一条　地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十七条」に、「第二十七条―第三十三条」を「第二十八条―第三十四条」に、「第三十四条―第三十六条」を「第三十五条―第三十七条」に、「第三十七条―第三十九条」を「第三十八条―第四十条」に改める。

第五条第一項第十一号中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第九条第三項中「若しくはこの法律に基づく命令」を「、他の法令」に改める。

第十六条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項に次の一号を加える。

四　職務上の義務違反があるとき。

第二十三条第二項を次のように改める。

2　前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令又は定款に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他総務省令で定める事項を記載しなければならない。

第三十九条を第四十条とする。

第三十八条第三号中「第二十八条第二項」を「第二十九条第二項」に、「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同条第五号中「第二十八条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同条第六号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第七号中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同条第八号中「第三十五条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十八条とする。

第六章中第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とする。

第五章中第三十三条を第三十四条とし、第二十七条から第三十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第四章中第二十六条の次に次の一条を加える。

（機構処理事務特定個人情報等保護委員会の設置）

第二十七条　機構に、機構処理事務特定個人情報等保護委員会を置く。

2　機構処理事務特定個人情報等保護委員会は、理事長の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十一条の三第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。

3　機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

4　前二項に定めるもののほか、機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員の定数その他の機構処理事務特定個人情報等保護委員会に関する事項は、機構が定める。